

中種子町長選挙及び中種子町議会議員選挙 公費負担の手引き

中種子町選挙管理委員会

1	公費負担制度とは	1
2	公費負担の種類	1
3	対象となる候補者	1
4	公費負担の対象とその限度額について	2
5	公費負担の概要	3
6	選挙運動用自動車の使用の公営負担	4
	(1)ハイヤー契約	4
	(2)個別契約	9
	○選挙運動用自動車の借入れ	9
	○選挙運動用自動車の燃料の供給	14
	○選挙運動用自動車の運転手の雇用	21
7	選挙運動用ビラの作成の公営負担	26
8	選挙運動用ポスターの作成の公費負担	34

1 公費負担制度とは

この制度は、中種子町長及び中種子議会議員選挙に関して、候補者と契約業者等との間で交わされた有償契約について、条例で定められた限度額の範囲内で供託物が没収されない候補者に限り、町が各契約業者等に直接その費用の支払をするものです。

2 公費負担の種類

公費負担制度の対象となるものは次の3つです。

- (1) 選挙運動用自動車の使用
- (2) 選挙運動用ビラの作成
- (3) 選挙運動用ポスターの作成

3 対象となる候補者

町が公費負担する候補者は供託物没収点以上の得票を得た候補者に限られます。供託物を没収される候補者については、全て自己負担となります。

町長選挙供託物没収点	有効投票総数 × 1 / 10
議会議員選挙供託物没収点	有効投票総数 ÷ 議員定数 (12人) × 1 / 10

4 公費負担の対象とその限度額について

選挙運用自動車の使用

契約の種類		内 容	1日あたりの 限度額
① ハイヤー契約		選挙運動用自動車として、自動車借入、燃料代及び運転手の雇用を一括で契約した料金 (1日1台に限る)	64,500円
② 個別契約	自動車借入	選挙運動用自動車として借り入れた料金(1日1台に限る)	15,800円
	燃料代	選挙運動用自動車に供給した燃料の料金	7,560円
	運転手の雇用	選挙運動用自動車の運転手に対し支払う報酬(1日1人に限る)	12,500円

※ ①ハイヤー契約と②個別契約はどちらかの選択となります。

※ 最大で5日分(選挙運動期間)を公費負担します。選挙が無投票となった場合は告示日の1日分が対象となります。

内 容	上限単価	上限単価
選挙運動用ビラの作成費用	7円51銭	町長選挙 : 5,000枚 町議会議員選挙 : 1,600枚

内 容	上限単価	上限枚数
選挙運動用ポスターの作成費用	1,000円	46枚 (公営ポスター掲示場数)

5 公費負担の概要

(1) 公費負担金額の範囲

限度額を超える額については、公費負担の対象となりません。
また、契約した額が公費負担の限度額を下回る場合には、その契約した額が公費負担の対象となります。

(2) 公費負担の適用範囲

候補者に係る供託物が没収される場合は、公費負担の対象となりません。

(3) 有償契約であること

公費負担の適用は、有償契約である場合に限られ、無償契約の場合は対象となりません。

(4) 契約書を作成すること

有償契約をしたときは、当該契約に関する書類を作成してください。公費負担に関する届出のときに添付書類としてその写しが必要になります。

(5) 選挙管理委員会に届け出ること

業者等と有償契約を締結したときは、定められた様式により文書で選挙管理委員会に提出してください。この場合、契約書等の写し及び後述する確認申請書（ビラ、ポスターが納品されている場合に限る。）を添付してください。

※ 届け出る時期は、立候補届出前に契約したときは立候補届出後直ちに、立候補届出後に契約したときは契約締結後直ちにしてください。

(6) 業者等に直接支払われること

町からの支払いは、業者等の請求に基づき直接業者等に対して行います。

また、支払いの時期は選挙期日後で、供託物没収関係が確定した日（選挙期日の翌日から14日経過した日）以降となりますので、契約のときにこの旨を業者等に説明してください。

なお、公費負担の対象から除かれた場合、その費用は候補者が全額負担することとなりますので、契約の相手方となる業者等にもその旨を事前に確認してください。

6 選挙運動用自動車の使用の公営負担

・ハイヤー契約と個別契約どちらかの選択となります。いずれの契約についても実際に選挙運動用として使用した自動車についてのみ公費負担の対象となるため、無投票の場合には、告示日1日分の経費が公費負担の対象となります。

(1)ハイヤー契約

道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者と有償契約を締結する方法です。

- ①候補者は運送事業者と有償契約を締結します。
- ②候補者は、契約を締結した後、「選挙運動用自動車使用契約届出書」(別記第1号様式その1)に「契約書の写し」を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③候補者は、自動車を使用したときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(第4号様式その1)を運送事業者に提出してください。
- ④運送事業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。
- ⑤請求は、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(第6号様式その1)に「請求内訳書」(別紙1(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合))、③で候補者から提出された「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」を添えて行ってください。
- ⑥請求書の内容を確認後、町から運送事業者を経費を支払います。

第1号様式その1 (第2条関係)

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
				借入れ等 期間	契約金額	
	自動車の借入れ				円	
	燃料代				円	
	運転手の雇用				円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける自動車の登録番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第4号様式その1(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

契約の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる 契約以外の 場合	
一般乗用旅客自動車運送事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
		円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が中種子町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中種子町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額です。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 円
(2) (1) 以外の場合
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した自動車以外の自動車については、中種子町に支払を請求することはできません。

第6号様式その1(第6条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

中種子町長 様

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	年 月 日執行 選挙
4	候補者の氏名	
5	振込先	金融機関・支店名
		預金種別
		口座番号
		フリガナ
		口座名義人

備考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、中種子町に支払を請求することはできません。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料にかかるもので、その金額が同確認書に記載された「確認金額」の範囲であるものに限られています。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(別紙1)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

(2) 個別契約

選挙運動用自動車の借入れ、燃料の供給、運転手の雇用を個別に契約する方法です。なお、候補者と生計を一にする親族と契約する場合は、公費負担の対象となりません。

●選挙運動用自動車の借入れ

①候補者は、選挙運動用自動車を借入れる場合は自動車の借入先と有償契約を締結します。

②候補者は、契約を締結した後、「選挙運動用自動車使用契約届出書」(別記第1号様式その1)に「契約書の写し」、「自動車検査証」を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③候補者は、選挙運動用自動車を使用したときは、「選挙運動用自動車使用証明書(自動車)」(第4号様式その1)を業者等に提出してください。

④契約業者等は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

⑤請求は、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(第6号様式その1)に、④で候補者から提出された「選挙運動用自動車使用証明書」と「請求内訳書(1)自動車の借入れ」(別紙2)を添えて行ってください。

⑥請求書の内容を確認後、町から契約業者等に経費を支払います。

第1号様式その1 (第2条関係)

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
				借入れ等 期間	契約金額	
	自動車の借入れ				円	
	燃料代				円	
	運転手の雇用				円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける自動車の登録番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第4号様式その1(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(自動車)

下記のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

契約の区分 (該当する方の番号に○をしてください。)	1 一般乗用旅客自動車 運送事業者との運送 契約による場合	2 左に掲げる 契約以外の 場合	
一般乗用旅客自動車運送事業者等の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)			
車種及び自動車登録番号	運送等年月日	運送等金額	備考
		円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 運送事業者等が中種子町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、中種子町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額です。
(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合 円
(2) (1) 以外の場合
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定をした1台のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び5の場合には候補者の指定した自動車以外の自動車については、中種子町に支払を請求することはできません。

第6号様式その1(第6条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

中種子町長 様

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	年 月 日執行 選挙
4	候補者の氏名	
5	振込先	金融機関・支店名
		預金種別
		口座番号
		フリガナ
		口座名義人

備考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、中種子町に支払を請求することはできません。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料にかかるもので、その金額が同確認書に記載された「確認金額」の範囲であるものに限定されています。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(別紙2)

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

(1) 自動車の借り入れ

使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
	= 円× 台 円	= 円× 1 台 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

●選挙運動用自動車の燃料の供給

①候補者は燃料供給業者と有償契約を締結します。

・候補者は、契約を締結した後、「選挙運動用自動車使用契約届出書」（別記第1号様式その1）に「契約書の写し」を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

②候補者は燃料供給業者ごとに「選挙運動用自動車燃料代確認申請書」（第2号様式その1）を選挙管理委員会に提出してください。

③選挙管理委員会は、提出された申請書の内容を確認した後、候補者に「選挙運動用自動車燃料代確認確認書」（第3号様式その1）を交付します。

④候補者は、交付された確認書を燃料供給業者に提出してください。

⑤候補者は、燃料の供給を受けたときは、「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」（第4号様式その2）を燃料供給業者ごとに作成し業者に提出してください。また、燃料の供給を受けた日付、自動車ナンバー、燃料の供給量及び金額が記載された給油伝票の写しを必ず燃料供給業者から受領し、保管してください。

⑥燃料供給業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。

⑦請求は、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」（第6号様式その1）に「請求内訳書(2)燃料代」（別紙2）、④の「選挙運動用自動車燃料代確認確認書」（第3号様式その1）、⑤の「選挙運動用自動車使用証明書(燃料)」（第4号様式その2）、「給油伝票の写し」を添えて行ってください。

⑧請求書の内容を確認後、町から燃料供給業者に経費を支払います。

第1号様式その1 (第2条関係)

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
				借入れ等 期間	契約金額	
	自動車の借入れ				円	
	燃料代				円	
	運転手の雇用				円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける自動車の登録番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第2号様式その1(第3条関係)

選挙運動用自動車燃料代確認申請書

下記の自動車燃料代につき、中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)
- 3 燃料の供給を受ける自動車の登録番号
- 4 確認申請金額 円

区 分	購 入 金 額	左のうち確認済 又は確認申請金額
前回までの累積金額(a)	円	円
今回の購入金額(b)	円	円
燃料代計(a)+(b)	円	円
備 考		

備考

- 1 この申請書は、燃料供給業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、選挙運動用自動車の燃料代について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の登録番号」には、届出書に記載された自動車の登録番号を記載してください。
- 4 「前回までの累積金額」には、他の燃料供給業者から購入した金額を含めて記載してください。
- 5 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第3号様式その1（第3条関係）
確認番号第 号

選挙運動用自動車燃料代確認書

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条第2号イの規定に基づき、下記の選挙運動用自動車燃料代は、同号イに定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 印

記

- 1 選挙名
年 月 日執行 選挙
- 2 候補者の氏名
- 3 燃料の供給を受ける選挙運動用自動車の自動車登録番号
- 4 確認申請金額 円

備考

- 1 この確認書は、燃料供給業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領した燃料供給業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用自動車使用証明書（燃料）とともに当該確認書を請求書に添付してください。なお、公費の支払の請求ができるのは、この確認書に記載された選挙運動用自動車への燃料供給に限られています。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中種子町に支払を請求することはできません。

第4号様式その2(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(燃料)

下記のとおり燃料を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

燃料供給業者の氏名及び住所(法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地)				
燃料供給年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	燃料供給量	燃料供給金額	備考
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	
		ℓ	円	

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、燃料供給事業者ごとに別々に作成し、給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第2項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。以下同じ。)の写しを添えて、候補者から燃料供給業者に提出してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の登録番号を記載してください。
- 「燃料供給量」欄及び「燃料供給金額」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。
- 燃料供給業者が中種子町に支払を請求するときは、この証明書及び給油伝票の写しを請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、燃料供給業者は、中種子町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は、候補者から燃料供給業者に提出された確認書に記載された金額までです。

第6号様式その1(第6条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

中種子町長 様

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	年 月 日執行 選挙
4	候補者の氏名	
5	振込先	金融機関・支店名
		預金種別
		口座番号
		フリガナ
		口座名義人

備考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、中種子町に支払を請求することはできません。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料にかかるもので、その金額が同確認書に記載された「確認金額」の範囲であるものに限定されています。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

(2) 燃料代

販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号	販売金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
		円× 0 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 1 「基準限度額」の計欄には、確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 2 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。
- 3 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号を記載してください。
- 4 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号」欄及び「(ア)」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

●運転手の雇用

①候補者は、選挙運動用自動車の運転手を雇用する場合は相手方と有償契約を締結します。

②候補者は、契約を締結した後、「選挙運動用自動車使用契約届出書」(別記第1号様式その1)に「契約書の写し」を添えて選挙管理委員会に届け出てください。

③候補者は運転手を雇用したときは、「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(第4号様式その3)を契約の相手方に提出してください。

④契約者等は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象としないため請求することはできません。

⑤請求は、「請求書(選挙運動用自動車の使用)」(第6号様式その1)に、③の「選挙運動用自動車使用証明書(運転手)」(第4号様式その3)と「請求内訳書(3)運転手」(別紙2)を添えて行ってください。

⑥請求書の内容を確認後、町から契約業者等に経費を支払います。

第1号様式その1 (第2条関係)

選挙運動用自動車使用契約届出書

下記のとおり自動車の使用の契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

1 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
		運送契約期間	運送契約金額	
			円	

2 1に掲げる場合以外の場合

区分	項目	契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
				借入れ等 期間	契約金額	
	自動車の借入れ				円	
	燃料代				円	
	運転手の雇用				円	

備考

- この契約届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2の「契約内容」欄の「借入期間等」には、「自動車の借入れ」にあっては借入期間を、「燃料代」にあっては燃料供給量並びに燃料の供給を受ける自動車の登録番号を、「運転手の雇用」にあっては雇用期間を記載してください。
- 「燃料代」にあっては、単価契約を締結した場合には、「備考」に契約単価を記載してください(なお、2の「契約内容」欄の「契約金額」には、契約の見込額を記載して差し支えありません。)
- 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第4号様式その3(第5条関係)

選挙運動用自動車使用証明書(運転手)

下記のとおり運転手を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

運転手の 氏名及び住所	氏名		
	住所		
雇用年月日	報酬の額	備考	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		

備考

- この証明書は、使用の実績に基づいて、運転手ごとに別々に作成し、候補者から運転手に提出してください。
- 運転手が中種子町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運転手は、中種子町に支払を請求することはできません。
- 公費負担の限度額は選挙運動用自動車1台につき1日を通じて 円 までです。
- 同一の日において2人以上の自動車の運転手が雇用された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1人に限られていますので、その指定をした1人のみについて記載してください。
- 5の場合には候補者の指定した運転手以外の運転手は、中種子町に支払を請求することはできません。

第6号様式その1(第6条関係)

請求書(選挙運動用自動車の使用)

中種子町長 様

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第4条の規定により、下記金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	年 月 日執行 選挙
4	候補者の氏名	
5	振込先	金融機関・支店名
		預金種別
		口座番号
		フリガナ
		口座名義人

備考

- この請求書は、候補者から受領した自動車使用証明書(燃料代の請求の場合には、このほかに選挙運動用自動車燃料代確認書及び給油伝票(燃料の給油を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則(昭和45年運輸省令第7号)第13条第1項第4号に規定する4桁以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。)の写し)とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、中種子町に支払を請求することはできません。
- 燃料代について公費の支払の請求をすることができるのは、自動車燃料代確認書に記載された自動車に供給した燃料にかかるもので、その金額が同確認書に記載された「確認金額」の範囲であるものに限定されています。
- 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

請 求 内 訳 書

(一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との運送契約により自動車を使用した場合)

候補者氏名 _____

(3) 運転手

雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア)又は(イ)のうち、いずれか少ない方の金額を記載してください。

7 選挙運動用ビラの作成の公営負担

- ①候補者はビラ作成業者と有償契約を締結します。
- ②候補者は、契約を締結した後、「ビラ作成契約届出書」(第1号様式その2)に「契約書の写し」を添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③候補者は、ビラ作成業者ごとに「選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書」(第2号様式その2)を選挙管理委員会に提出してください。
- ④選挙管理委員会は、③で提出された申請書の内容を確認した後、候補者に「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(第3号様式その2)を交付します。
- ⑤候補者は、交付された確認書をビラ作成業者に提出してください。
- ⑥候補者は、「選挙運動用ビラ作成証明書」(第5号様式その1)をビラ作成業者に提出してください。
- ⑦ビラ作成業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。
- ⑧請求は、「請求書(選挙運動用ビラの作成)」(第5号様式その1)に「請求内訳書」(選挙運動用ビラの作成)、⑤の「選挙運動用ビラ作成枚数確認書」(第3号様式その2)、⑥の「選挙運動用ビラ作成証明書」(第5号様式その1)及び「納品を証する書類」を添えて行ってください。
- ⑨請求書の内容を確認後、町からビラ作成業者に経費を支払います。

ビラ作成契約届出書

下記のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行
候補者氏名 選挙

記

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用ビラ作成枚数確認申請書

下記のビラ作成枚数につき、中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今 回 の 枚 数(b)	枚	枚
枚 数 計(a) + (b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第3号様式その2（第3条関係）

確認番号第 号

選挙運動用ビラ作成枚数確認書

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定に基づき、下記の選挙運動用ビラ作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 印

記

1 選挙名

年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、ビラ作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中種子町に支払を請求することはできません。

選挙運動用ビラ作成証明書

下記のとおりビラを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

ビラ作成業者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び所在地)	
作成枚数	枚
作成金額	円
備考	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- 2 ビラ作成業者が中種子町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、中種子町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
 - (1) 枚数
 - ア 中種子町議会議員の選挙 枚
 - イ 中種子町長の選挙 枚
 - (2) 限度額 円 銭(単価)×当該作成枚数=限度額

請 求 書
(選挙運動用ビラの作成)

中種子町長 様

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第8条の規定により、下記金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	年 月 日執行 選挙
4	候補者の氏名	
5	振込先	
	金融機関・支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

備考

- 1 この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 2 候補者が供託物を没収された場合には、中種子町に支払を請求することはできません。
- 3 この請求書には、作成したビラの見本1枚(2種類の場合はそれぞれ1枚)を添付してください。
- 4 契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等(法人にあっては、その代表者)本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ビラの作成)

候補者氏名 _____

作成金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 A	枚数 B	金額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I(G×H)	
円	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円	

備考

- 1 E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- 2 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 3 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

8. 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

- ①候補者はポスター作成業者と有償契約を締結します。
- ②候補者は、締結した後、「ポスター作成契約届出書」(第1号様式その3)に契約書の写しを添えて選挙管理委員会に届け出てください。
- ③候補者は、ポスター作成業者ごとに「選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書」(第1号様式その3)を選挙管理委員会に提出してください。
- ④選挙管理委員会は、申請書の内容を確認した後、候補者に「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(第3号様式その3)を交付します。
- ⑤候補者は、交付された確認書をポスター作成業者に提出してください。
- ⑥候補者は、「選挙運動用ポスター作成証明書」(第5号様式その2)をポスター作成業者に提出してください。
- ⑦ポスター作成業者は、選挙期日後、速やかに町長あてに所定の経費を請求してください。ただし、供託物が没収される候補者の経費については、公費負担の対象とならないため請求することはできません。
- ⑧請求は、「請求書(選挙運動用ポスターの作成)」(第6号様式その3)に「請求内訳書」(ポスターの作成)、⑤の「選挙運動用ポスター作成枚数確認書」(第3号様式その3)、⑥の候補者から提出された「選挙運動用ポスター作成証明書」(第5号様式その2)及び「納品を証する書類」を添えて行ってください。
- ⑨請求書の内容を確認後、町からポスター作成業者に経費を支払います。

ポスター作成契約届出書

下記のとおりポスターの作成契約を締結したので届け出ます。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

契約年月日	契約の相手方の氏名及び住所 (法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地)	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	
		枚	円	

備考

- 1 この届出書には、契約書の写しを添付してください。
- 2 公職の候補者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙運動用ポスター作成枚数確認申請書

下記のポスター作成枚数につき、中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定による確認を受けたいので申請します。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 様

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

- 1 契約年月日 年 月 日
- 2 契約の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び所在地）
- 3 確認申請枚数 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済 又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(a)	枚	枚
今回の枚数(b)	枚	枚
枚数計(a)+(b)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ポスター作成業者ごとに別々に提出してください。
- 2 この申請書は、ポスター作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のポスター作成業者によって作成された枚数を含めて記載してください。
- 4 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

第3号様式その3（第3条関係）

確認番号第 号

選挙運動用ポスター作成枚数確認書

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定に基づき、下記の選挙運動用ポスター作成枚数は、同条に定める金額の範囲内のものであることを確認する。

年 月 日

中種子町選挙管理委員会委員長 印

記

1 選挙名

年 月 日執行 選挙

2 候補者の氏名

3 確認枚数 枚

備考

- 1 この確認書は、選挙運動用ポスター作成枚数について確認を受けた候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 この確認書を受領したポスター作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、選挙運動用ポスター作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- 3 この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中種子町に支払を請求することはできません。

第5号様式その2(第5条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙
候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名及び住所 (法人にあつては、名称、代表者の氏名 及び所在地)	
作成枚数	枚
作成金額	円
当該選挙のポスター掲示場数	

- 備考1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が中種子町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、中種子町に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。
- (1) 枚数 当該選挙のポスター掲示場数
- (2) 限度額 円×当該選挙のポスター掲示場数

請 求 書
(選挙運動用ポスターの作成)

中種子町長 様

中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第11条の規定により、下記金額の支払を請求します。

年 月 日

住 所
氏 名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

記

1	請求金額	円
2	内訳	別紙請求内訳書のとおり
3	選挙名	年 月 日執行 選挙
4	候補者の氏名	
5	振込先	
	金融機関・支店名	
	預金種別	
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

備考

- この請求書は、候補者から受領したポスター作成枚数確認書及びポスター作成証明書とともに選挙の期日後速やかに提出してください。
- 候補者が供託物を没収された場合には、中種子町に支払を請求することはできません。
- 契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、契約業者等（法人にあっては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(別紙)

請 求 内 訳 書

(選挙運動用ポスターの作成)

候補者氏名 _____

当該選挙の ポスター 掲示場数	作成金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 A	枚数 B	金額 C(A×B)	単価 D	枚数 E	金額 F(D×E)	単価 G	枚数 H	金額 I(G×H)	
箇所	円	枚	円	円銭	枚	円	円銭	枚	円	

備考

- 1 「当該選挙のポスター掲示場数」の欄には、選挙運動用ポスターの作成証明書の「当該選挙のポスター掲示場数」欄に記載された数を記載してください。
- 2 D欄には、中種子町議会議員及び中種子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例11条に定める額を記載してください。
- 3 E欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された枚数を記載してください。
- 4 G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 5 H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。